

=目 次=

第1 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の推進体制と進行管理	1

第2 本県の消費者行政を取り巻く状況

1 計画策定の背景	
(1) 社会状況の変化	3
(2) 消費者行政の変化	4
2 消費生活をめぐる現状	
(1) 消費生活相談から見える現状	6
(2) 事業者指導の現状	12
(3) 多様化する消費者の現状	13
(4) 消費者事故情報の活用の現状	15
(5) 消費者団体等との連携の現状	15
3 消費者行政の課題 – 県民の安心・安全のために –	
(1) 相談体制の充実・強化	17
(2) 事業者指導の強化	18
(3) 多様化する消費者への対応	19
(4) 実践的な消費者教育の推進	23
(5) 持続可能な消費生活社会の実現	25

第3 施策展開の方向

1 基本的視点	
(1) 消費者の権利尊重	26
(2) 消費者の自立支援	26
(3) 連携と共助	27
(4) SDGs	27
2 計画目標	27
3 基本指標	28

第4 施策の体系 -総合的な取組-

施策体系表	29
1 問題解決体制の充実	
(1) 消費者相談体制の充実	32
(2) 紛争の適切な解決	35
(3) 消費者事故への迅速な対応	36
2 適正取引と事業者指導の強化	
(1) 消費者取引の適正化	38
(2) 事業者指導	39
(3) 表示・計量の適正化	40
(4) 生活物資の安定供給	41
(5) 食品等の安全性の確保	43
3 消費者被害の未然防止	
(1) ぜい弱な消費者等への普及啓発	48
(2) 高齢者等に対する地域の見守り力の向上	50
(3) 消費者の組織活動の促進	51
(4) 消費者意見の反映	52
4 消費者教育の推進	
(1) ライフステージに応じた消費者教育の推進	54
(2) 多様な主体と連携した消費者教育の推進	55
(3) 関係機関・団体・関係教育分野との連携	58
5 持続可能な消費生活社会の実現	
(1) 人や地域・社会に配慮した消費行動の推進	61
(2) 人や地域・社会に配慮した事業活動 推進 の支援	62
(3) 環境への配慮	63
(4) 資源の効率的な利用	65

【参考資料】

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例
消費者基本法
消費者教育の推進に関する法律
消費者安全法